

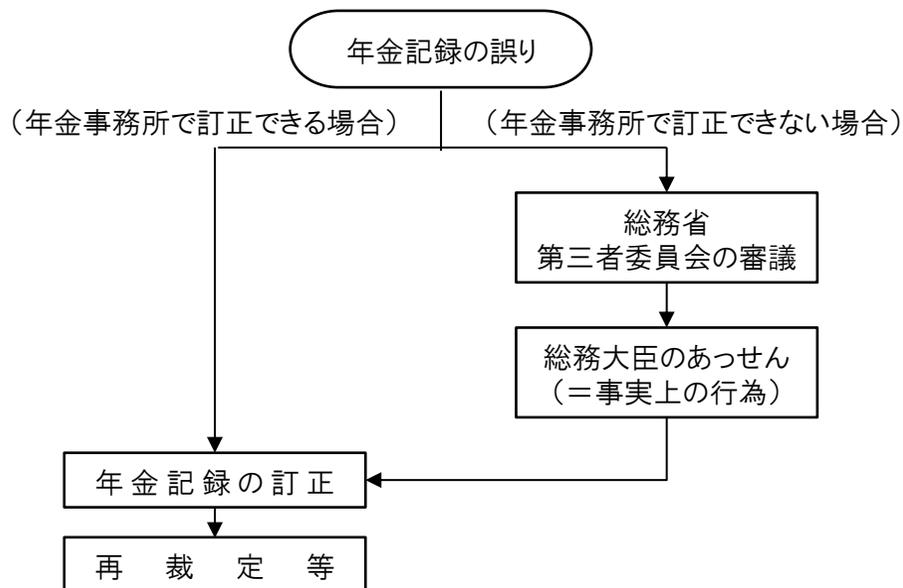
年金記録の訂正手続について

年金記録の訂正手続のポイント

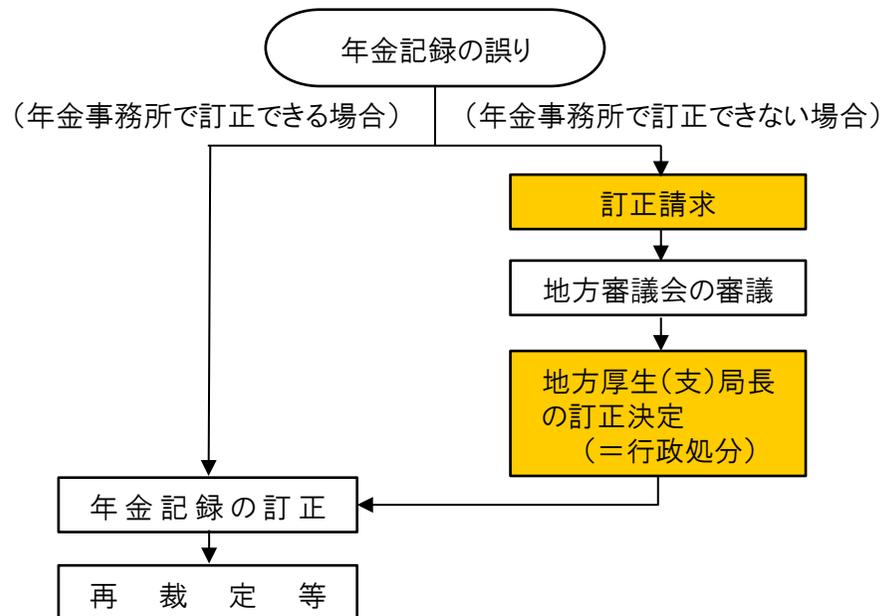
○ 年金個人情報(国民年金及び厚生年金保険の原簿記録)について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議結果に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備する。

- ・ 年金記録の訂正請求権を被保険者等に付与すること
- ・ 事実関係をできる限り明らかにするために、厚生労働大臣が関係機関に資料提供等を求める規定を設けること
- ・ 民間有識者からなる合議体の審議によって、厚生労働大臣が訂正決定を行うこと
- ・ 決定に不服がある場合は、不服申立手続や司法手続にも移行可能とすること

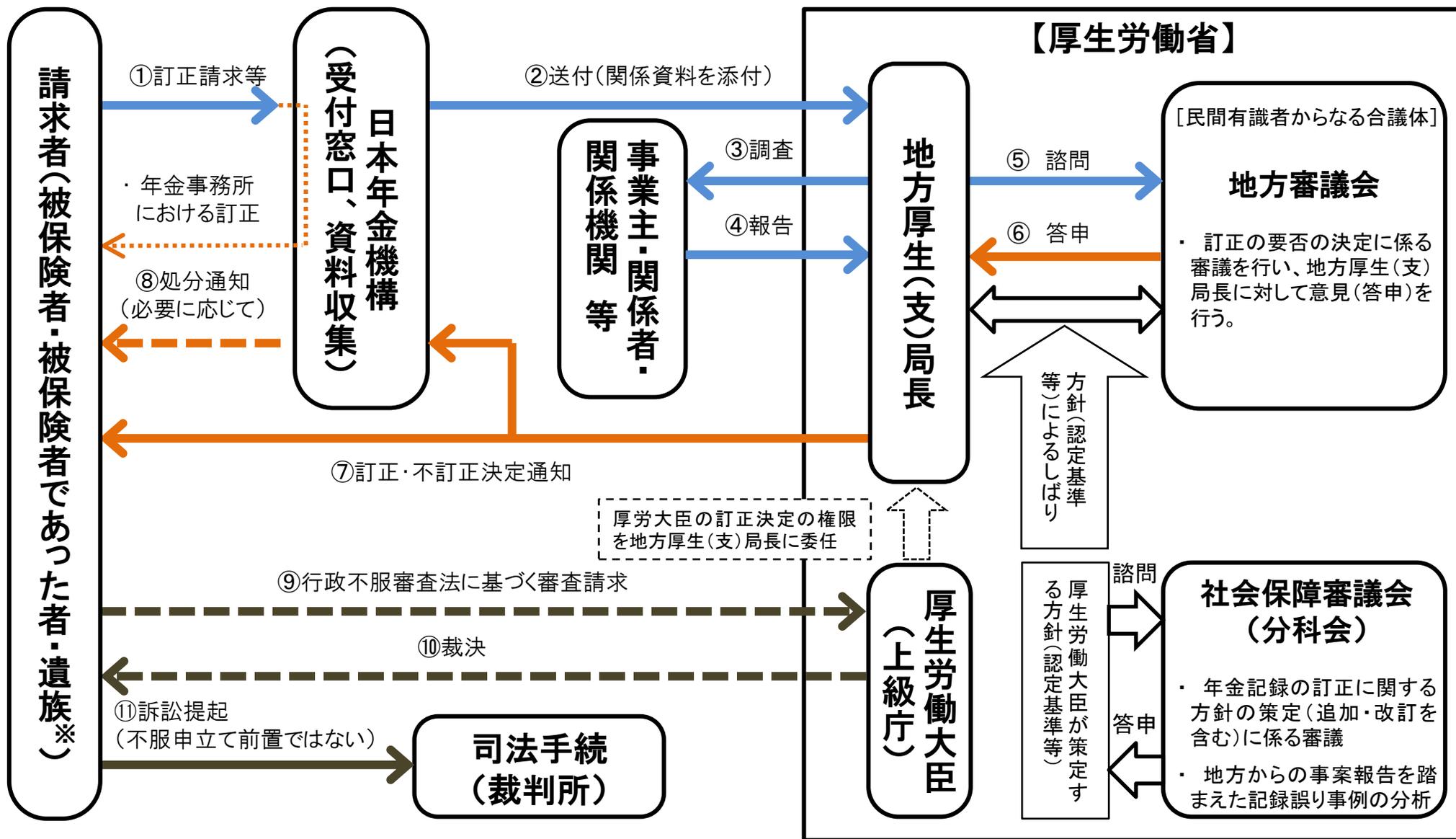
見直し前



見直し後



年金記録の訂正請求手続の流れ



※ 被保険者又は被保険者であった者の死亡に伴う未支給の年金（保険給付）又は遺族年金等の支給を受けることができる者

厚生年金特例法の概要

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

事業主が被保険者負担の保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料納付の義務を履行したことが明らかでない場合^(※)、当該保険料に係る期間について年金額に反映させるために制定

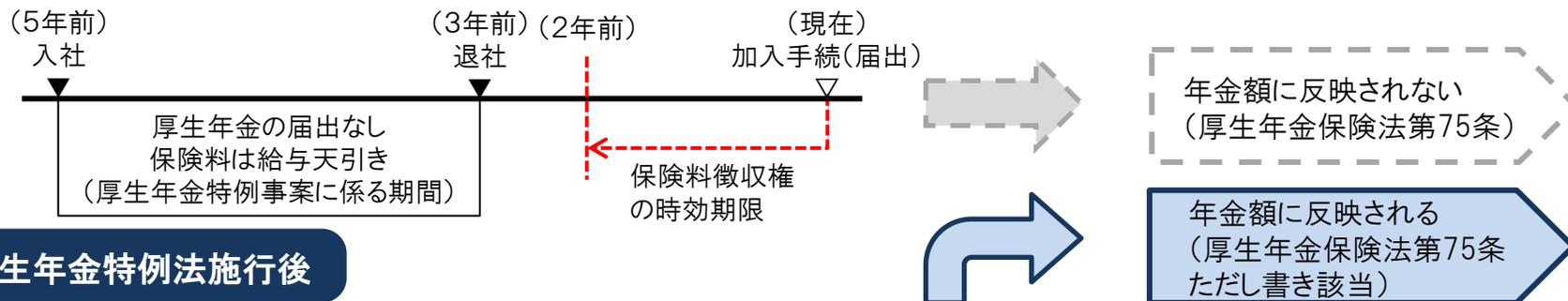
※ この場合に該当する事案を「厚生年金特例事案」という。

〔具体例〕

3年前に退職した事業所で厚生年金保険料を給与天引きされていたにもかかわらず、(2年の保険料徴収権の時効期限までに)事業主が厚生年金の加入手続きをしていなかったことが判明した事案

厚生年金特例法施行前

事業主が加入手続きを行ったとしても、厚生年金特例事案に係る期間の保険料徴収権は時効消滅しているため、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額に反映されない。



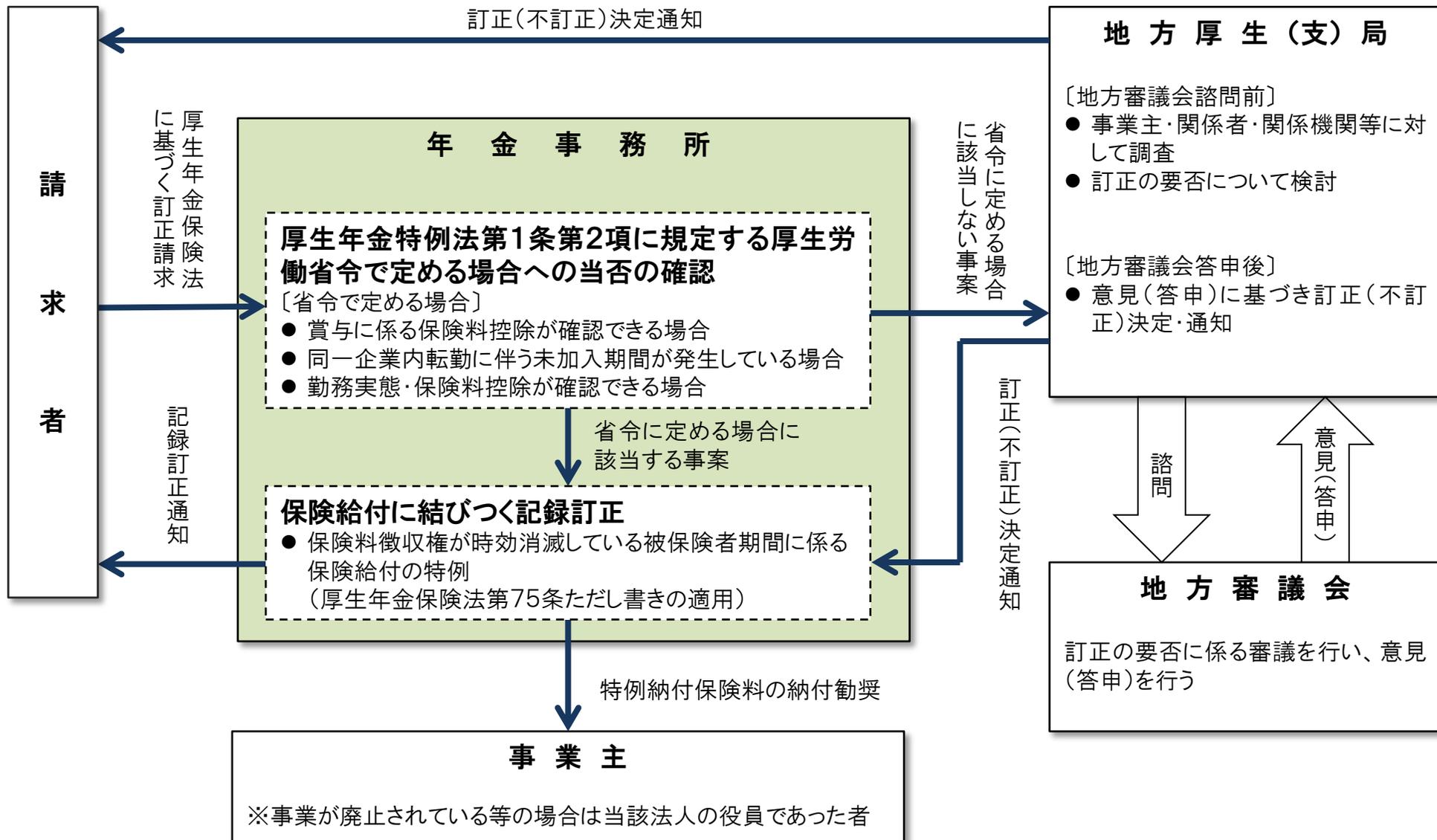
厚生年金特例法施行後

厚生年金特例事案に該当する旨の総務省第三者委員会の意見があったときは、厚生年金特例事案に係る期間について、保険料徴収権が時効消滅する前に厚生年金の届出があったものとし、年金額に反映される。

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

第75条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行わない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第27条の規定による届出又は第31条第1項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

年金記録の訂正手続施行後の厚生年金特例法について



厚生年金特例法に関する参照条文

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(施行日 平成27年3月1日)

第七十五条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基づく保険給付は、行わない。ただし、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七条の規定による届出若しくは第三十一条第一項の規定による確認の請求又は第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による訂正の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)(施行日 平成27年4月1日)

- 第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している場合に限る。)に該当するとの社会保障審議会の意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。
- 2 前項に定めるもののほか、厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項の規定による訂正の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している場合に限る。)に該当する場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合には、厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行うことができる。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。
- 3 (略)
- 4 前項の訂正が行われた場合における厚生年金保険法第七十五条ただし書の規定(他の法令において引用し、又は準用する場合を含む。)の適用については、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七条の規定による届出があつたものとし、厚生労働大臣が確認等を行った特例対象者の厚生年金保険の被保険者であつた期間について同法による保険給付(これに相当する給付を含む。以下同じ。)を行うものとする。
- 5 ~ 9 (略)

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議〈抜粋〉

平成26年6月3日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

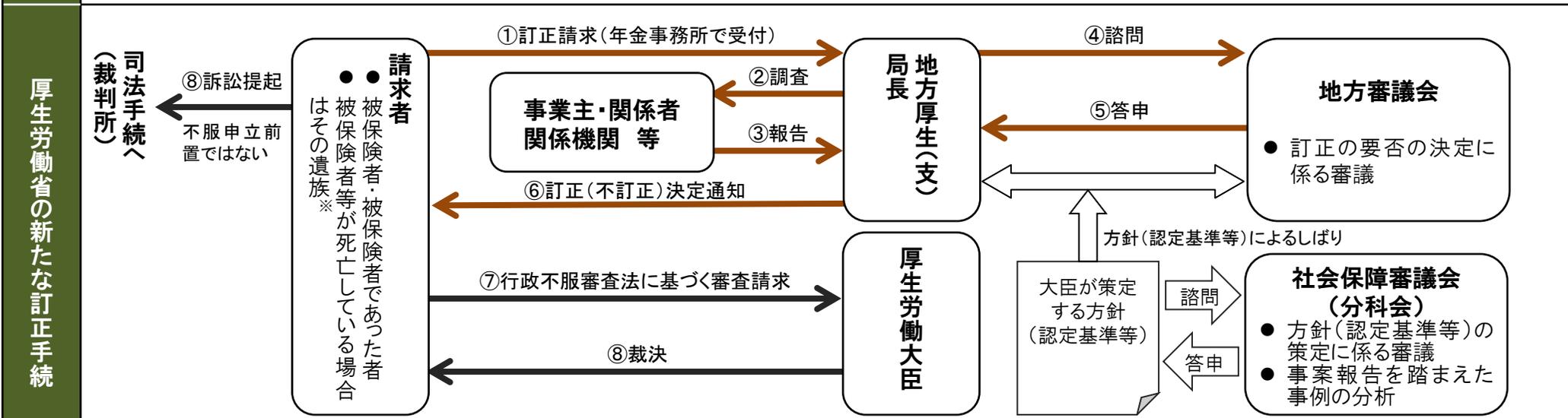
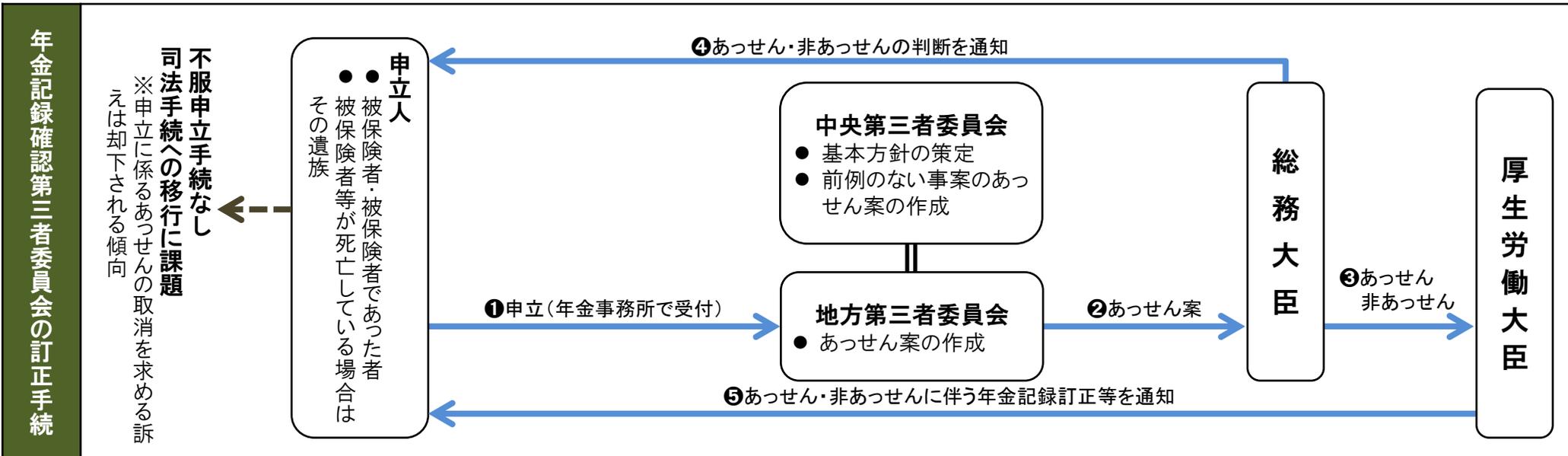
(略)

三、年金記録の訂正手続については、民間有識者からなる合議体の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を創設するに当たって、年金記録確認第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うとともに、未統合記録のうち未解明な年金記録については、今後も解明に向けた継続的な取組を実施すること。

(以下省略)

年金記録の訂正手続について (参考資料)

総務省(年金記録確認第三者委員会)の記録訂正手続と新たな記録訂正手続の比較



※ 被保険者又は被保険者であった者の死亡に伴う未支給の年金(保険給付)又は遺族年金等の支給を受けることができる者に限る。

年金記録について

	国民年金原簿の記載事項 (国民年金法第14条・同規則第15条)	厚生年金保険法の原簿の記載事項 (厚生年金法第28条・同規則第89条)
法律事項	<ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失 ③種別の変更 ④保険料の納付状況 ⑤基礎年金番号 	<ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失の年月日 ③標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額) ④基礎年金番号
省令事項	<ul style="list-style-type: none"> ⑥性別 ⑦生年月日 ⑧住所 ⑨給付に関する事項 ⑩保険料の免除に関する事項 ⑪国民年金基金の加入年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤生年月日 ⑥住所 ⑦被保険者の種別 ⑧基金の加入員であるかないかの区別 ⑨事業所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称 ⑩基金の名称 ⑪賞与の支払年月日 ⑫保険給付に関する事項

総務省年金記録確認第三者委員会の概要

- 年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、年金記録確認第三者委員会を総務大臣の下に設置。
(平成19年6月22日)
委員会作成のあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせん(※1)を行い、厚生労働省(日本年金機構)はこれを尊重して記録を訂正。

※1 総務省設置法(第4条第21号)に基づくあっせん「各行政機関の業務(中略)に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事」

- 判断及びあっせん案の作成に当たっては、申立ての内容が、社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準としている。

(1)年金記録確認中央第三者委員会

- ① 役割
 - i)年金記録に係る苦情あっせんに関する基本方針の策定 (平成19年7月10日総務大臣決定)
 - ii)各地方委員会があっせんを行うに際しての先例となるような苦情あっせん案の作成
- ② 設置場所:総務省本省
- ③ 委員:30人以内 (委員長:高野利雄弁護士(元名古屋高等検察庁検事長))

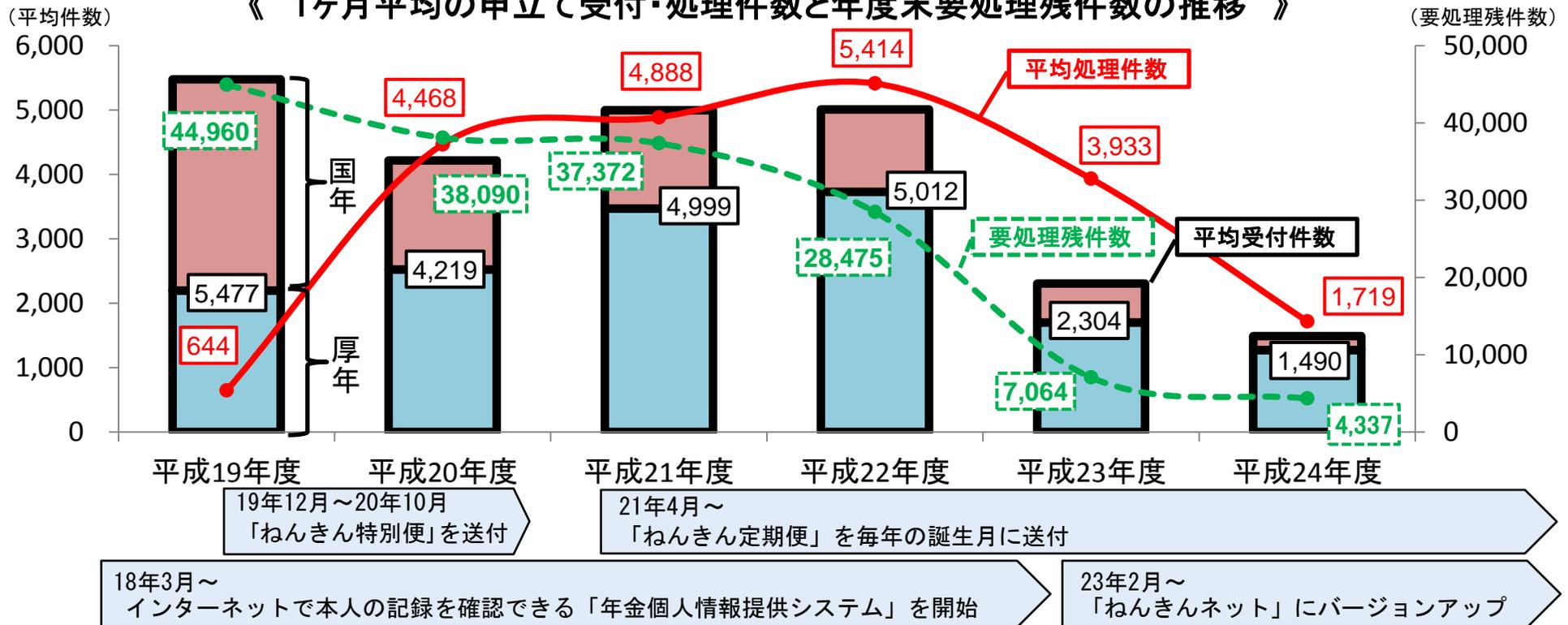
(2)年金記録確認地方第三者委員会

- ① 役割:個別の苦情あっせん案の作成
- ② 各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所及び行政評価支局 (全国9か所)
- ③ 委員:各地方委員会ごとに以下のとおり
 - ・関東 : 150人以内
 - ・中部、近畿 : 40人以内
 - ・北海道 : 30人以内
 - ・東北、中国、四国、九州、沖縄: 20人以内

総務省年金記録確認第三者委員会発足以降の受付件数と処理状況

- 総務省第三者委員会発足以降、これまで約 26.6万件(約 12.4万件の記録回復)の申立てを処理。
- 年金記録訂正に係る月平均の申立て受付件数については、近年低下傾向。
〔平成21年12月分 8,318件(ピーク) → 平成25年3月分 1,386件〕
- 申立て事案の多くは、厚生年金事案が中心となっている。
- 年金記録訂正に係る要処理残件数は、大幅に減少。
〔① 平成22年度末の約28,500件は、24年度末では約4,300件に減少
② 平成19年度末(約45,000件)に比して24年度末では約10%まで減少〕

《 1ヶ月平均の申立て受付・処理件数と年度末要処理残件数の推移 》



(注)
 1 棒グラフ濃い部分が国民年金、薄い部分が厚生年金に係る事案の受付件数(月平均)を示している。
 2 折れ線グラフの実線部分は、年金事務所(回復基準)・総務省第三者委員会の処理件数(月平均)を示している。
 3 点線部分は各年度末の要処理残件数を示している。

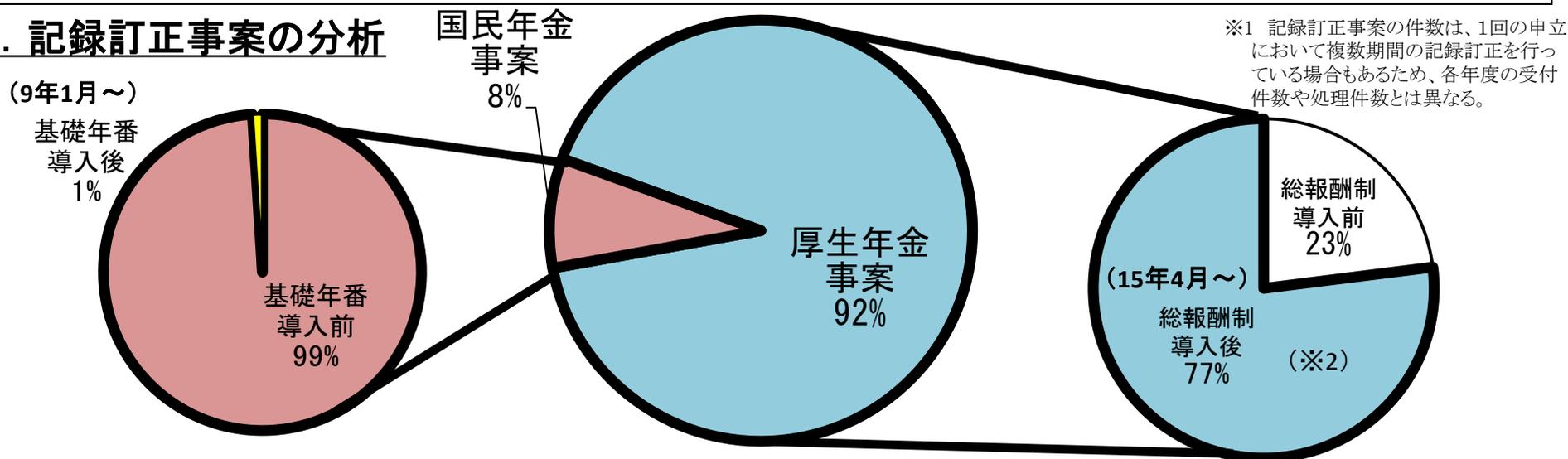
最近の記録訂正事案の状況

➤ 平成24年度(24年4月～25年3月)における記録訂正事案(※1)の多くは、厚生年金事案が中心となっている。

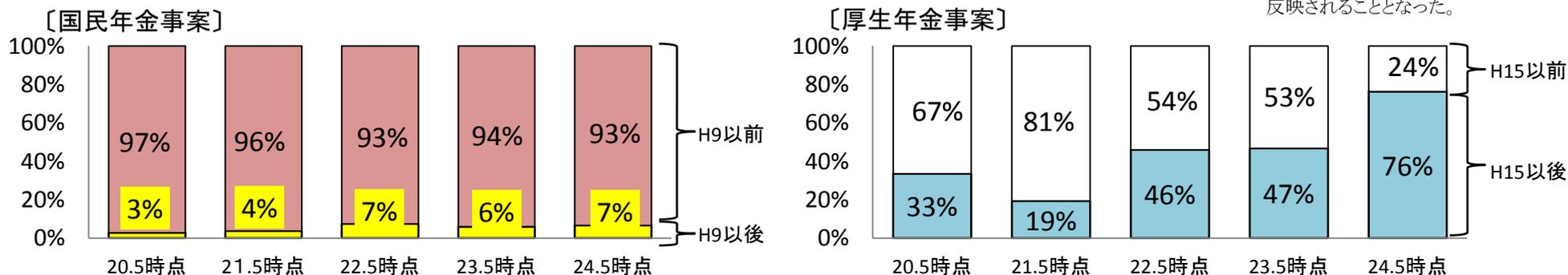
→ 国民年金事案は、基礎年金番号導入(平成9年1月)以前のものが大半となっている。

→ 厚生年金事案は、総報酬制導入(平成15年4月)以後(※2)のものが全体の約7割以上となっている。

1. 記録訂正事案の分析



2. 各年5月時点における記録訂正事案の割合推移



(注) 総務省第三者委員会のあっせん事案分については、厚生労働省へのあっせん一覧(あっせん日)(上記2は、総務省第三者委員会転送受付日)に基づき作業(平成25年3月末)。年金事務所段階における記録回復事案分については、事跡管理システムに登録してあるデータ(入力日)に基づき作業(平成21年10月～平成25年3月末)。

厚生年金事案の誤り要因について

➤ 新しい厚生年金の記録(※1)に関する申立事案は、事業所からの届出の漏れや誤りなどが主な原因となっている。

(誤り等の主な事例)

○ 賞与支払届の届出漏れ・賞与額の届出誤り

- ① 事業主が「賞与」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た賞与額が誤っている(賞与支給額ではなく諸控除後の額を届け出ている、賞与の一部を算入していないなど)
- ② 賞与額の記載ミスがある(金額を一桁間違えているなど)、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い賞与額を届け出ているなど

○ 算定基礎届・月額変更届における報酬額の届出漏れ・届出誤り

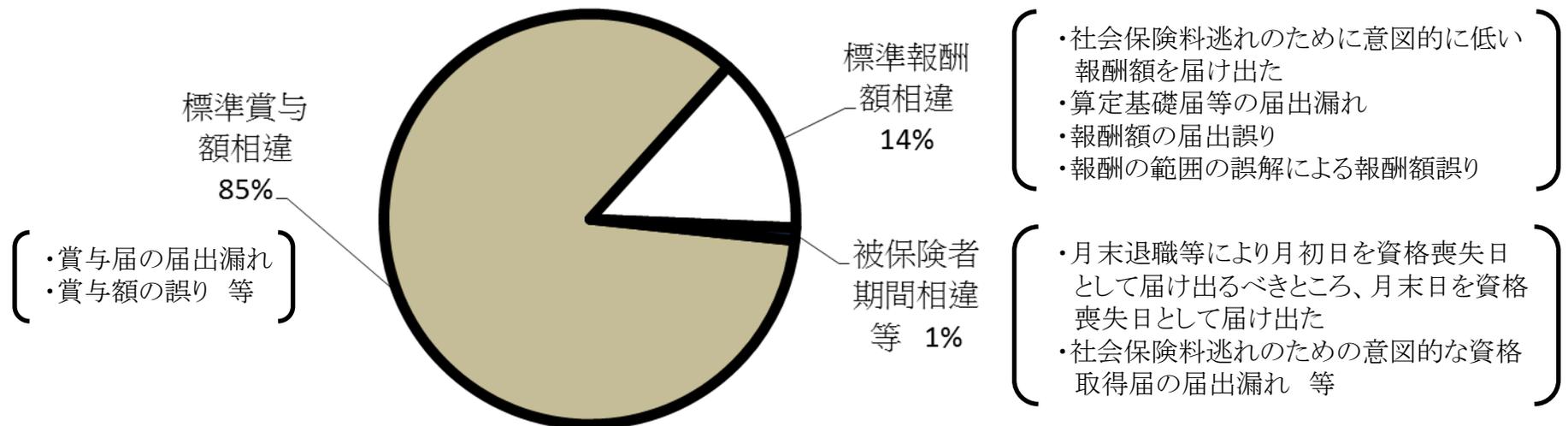
- ① 一部の被保険者についての報酬額の届出漏れのミスがある
- ② 事業主が「報酬」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た報酬額が誤っている(基本給部分だけを算入している等)
- ③ 報酬額の記載ミスがある、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い報酬額を届け出ている など

○ 資格取得届の届出漏れ・届出誤り

- ① 事業所において「試用期間」を設定し、試用期間中は厚生年金に加入させないという法律に反する取扱いをしている
- ② 入社後2か月で退職した者について資格取得届を提出していない
- ③ 事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に資格取得届を提出しない
- ④ 転勤事例で、新職場の資格取得届を提出する際、旧職場の資格喪失届の日付と月をまたいで異なった日付としている など

※1 総務省年金記録確認第三者委員会が設置された平成19年6月22日以降の期間に係る厚生年金の年金記録をいう。

《新しい厚生年金の年金記録に関する申立てのうち記録訂正をあっせんされた事案の申立類型別の内容》(※2)



※2 出典：「年金記録確認第三者委員会報告書(平成23年6月)」より算出(平成23年5月31日時点において、処理済みとされた数値を活用)

総務省年金記録確認第三者委員会における調査審議について

＜年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針(平成19年7月10日 総務大臣決定)より抜粋＞

- ◆ 申立内容の調査・検討に当たっては、別表1に掲げる調査事項を踏まえつつ、申立人の協力を得ながら、関連資料(納付事実等を推認するに足る証拠)及び周辺事情(証拠ではないが判断に資する事情)を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、日本年金機構、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- ◆ 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- ◆ 前記判断を行うに当たっては、別表2に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表3に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。(別表1～3は参考資料2を参照)

調査審議の流れ

